

調布市民福祉ニーズ調査及び福祉3計画（地域福祉計画・高齢者総合計画・障害者総合計画）等策定支援業務委託事業者候補選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

調布市民福祉ニーズ調査及び福祉3計画（地域福祉計画・高齢者総合計画・障害者総合計画）等策定支援業務委託

(2) 業務の目的

本委託業務は、「調布市地域福祉計画」、「第9期調布市高齢者総合計画」及び「調布市障害者総合計画」（以下「福祉3計画」という。）の策定へ向けて、基礎資料となる市民福祉ニーズ調査等各種調査の実施とともに、計画内容の検討に必要な情報収集、資料作成、検討を行う会議の運営支援その他これらに伴う業務の全般的な支援について、各計画間の相互の連携及び内容の整合を図りながら効果的、効率的に実施することを目的とする。

ア 令和4年度調布市民福祉ニーズ調査

国や市の動向を踏まえ、市民の生活実態や地域福祉に対する意識や意見、ニーズを把握するため、アンケート調査、住民懇談会等調査を実施し、福祉3計画策定に係る基礎資料とする。

イ 調布市地域福祉計画

以下に掲げる計画を策定する。

- (ア) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に基づく市町村地域福祉計画（令和6年度から令和11年度まで）
- (イ) 調布市福祉のまちづくり条例（平成9年調布市条例第5号）第7条第1項に基づく福祉のまちづくり推進計画（令和6年度から令和11年度まで）

ウ 第9期調布市高齢者総合計画

以下に掲げる計画を一体として策定する。

- (ア) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に基づく市町村老人福祉計画（令和6年度から令和8年度まで）
- (イ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に基づく市町村介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度まで）

エ 調布市障害者総合計画

以下に掲げる計画を一体として策定する。

- (ア) 障害者基本法（昭和24年法律第84号）第11条第3項に基づく市町村障害者計画（令和

6年度から令和11年度まで)

- (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画（令和6年度から令和8年度まで）
- (ウ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画（令和6年度から令和8年度まで）

(3) 業務の内容

以下に掲げるとおりとする。なお、各内容はプロポーザル実施時点で予定しているものであり、事業者選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。なお、プロポーザルにおける企画提案においては、本内容の変更又は追加等の提案を行うことも可能とする。

ア 令和4年度業務

- (ア) 令和4年度調布市民福祉ニーズ調査

別紙1のとおり

- a 市民アンケート調査
- b 住民懇談会実施支援
- c 調布市地域福祉推進会議運営支援及び調査策定プロジェクトチーム等の運営支援
- d 調査報告書等の作成（データ納品）

- (イ) 第9期調布市高齢者総合計画策定支援業務（高齢者実態調査）

別紙2のとおり

- a 基礎資料・データの整理
- b 総合計画骨子（案）の策定
- c 調布市高齢者福祉推進協議会の運営支援
- d 高齢者実態調査支援業務
- e 報告書等の作成
- f 在宅介護実態調査結果の入力

- (ウ) 調布市障害者総合計画策定支援業務

別紙3のとおり

- a 調布市障害者総合計画策定委員会の運営
- b 調布市障害者総合計画策定庁内連絡会の運営支援
- c 調査等の実施
- d 計画策定に係る情報収集及び分析
- e 中間報告書の作成

イ 令和5年度業務（予定）

- (ア) 調布市地域福祉計画等策定支援業務

別紙4のとおり

- a 会議の運営支援
- b 計画策定に係る情報収集及び分析
- c 地域福祉計画への成年後見制度利用促進基本計画調布市の取組の統合
- d 庁内のヒアリング等調査による課題把握及び評価への支援
- e 福祉のまちづくりに関する障害者団体へのグループインタビュー等の実施及び運営
- f パブリック・コメント及び説明会の実施
- g 計画書等の作成

(イ) 第9期調布市高齢者総合計画策定支援業務

別紙5のとおり

- a 総合計画策定の進捗管理及び事務局支援
- b 調布市高齢者福祉推進協議会運営支援
- c 総合計画書の本編及び概要版の作成
- d パブリック・コメント支援業務

(ウ) 調布市障害者総合計画策定支援業務

別紙6のとおり

- a 調布市障害者総合計画策定委員会の運営
- b 調布市障害者総合計画策定庁内連絡会の運営支援
- c 各種調査結果及び関連計画等に係る情報収集及び分析
- d パブリック・コメント手続きの実施支援
- e 計画書の作成

(4) 業務期間（予定）

契約締結日から令和6年3月31日（金）まで

本事業は、複数年度の継続業務であるが、契約は単年度ごとに締結する予定である。ただし、業務実施の必要性に及ぶような大幅な制度改正等がないこと、令和4年度における受託者の業務の履行が良好であること及び調布市において業務実施可能な予算配当があることを条件とするものであり、本プロポーザルは令和5年度の契約を約するものではない。

2 予算（見積限度額）

(1) 令和4年度分

24,245千円【節12委託料】

(内訳)

ア 令和4年度調布市民福祉ニーズ調査	11,650千円
イ 第9期調布市高齢者総合計画策定支援業務(高齢者実態調査)	6,864千円
ウ 調布市障害者総合計画策定支援業務	5,731千円

(2) 令和5年度分

23,900千円【節12委託料】

(内訳)

ア 調布市地域福祉計画策定支援業務	8,800千円
イ 第9期調布市高齢者総合計画策定支援業務	6,600千円
ウ 調布市障害者総合計画策定支援業務	8,500千円

上記はいずれも予算要求予定の金額であり、調布市議会における予算の議決を前提とし、金額は予算の範囲内とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

申込時に次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 調布市指名停止等措置要綱(平成18年調布市要綱第220号)による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年号外政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年調布市要綱第8号)に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合にあっては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係を有する者が本件プロポーザルに参加していないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事

再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 次に掲げるいずれかの営業種目において、調布市での競争入札参加資格を有していること。

ア 市場・補償鑑定関係調査業務

イ その他の業務委託等

(9) 地域福祉，高齢者福祉又は障害者福祉の3分野のうち，2分野以上計画策定支援業務又はこれらの計画策定に関わる調査業務において，官公庁からの業務受託実績を過去6年間に於いて計2件以上有すること。

5 候補者選定方法

以下の(1)～(3)の審査を順に行い，候補者を決定する。

(1) 参加資格審査

本プロポーザルに応募した事業者に対して，本実施要領（以下「要領という」。）6(2)により提出された参加申込書等により審査を行う。

(2) 一次審査（企画提案書等の書類審査）

(1)により参加資格を満たした事業者に対して，要領8により提出された企画提案書等により書類審査を行う。

(3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

(2)による審査を通過した事業者に対して，要領10によるプレゼンテーション審査を行う。

6 募集内容

(1) 募集方法

令和4年3月9日（水）より市のホームページに掲載する。

(2) 申込方法及び期間等

本プロポーザルに応募する事業者は，次の書類を令和4年3月23日（水）までに持参又は郵送（必着）にて福祉総務課へ提出すること。持参する場合は開庁時間内（午前8時30分から午後5

時15分)に提出すること。

ア 調布市民福祉ニーズ調査及び福祉3計画(地域福祉計画・高齢者総合計画・障害者総合計画)等策定支援業務委託事業者候補選定プロポーザル参加申込書(様式1) 正本1部

イ 会社概要を示す書類(様式任意。パンフレット可) 正本1部

以下の内容は必ず記載されたものであること。

- (ア) 事業者名
- (イ) 代表者名
- (ウ) 資本金
- (エ) 事業内容
- (オ) 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地

ウ 業務実績調書(様式任意) 正本1部

要領4(9)に規定する業務の受託実績を記載すること。

(3) 質疑及び回答

応募する事業者は、本プロポーザルに関して質疑がある場合、令和4年3月9日(水)から令和4年3月15日(火)正午までに、電子メールにて福祉総務課へ送信すること。

回答は、令和4年3月17日(木)午後5時までに、随時調布市ホームページに掲載する。回答は、応募に必要なと判断される質問のみについて行うこととし、応募に必要ないと判断した質問の場合はその旨を回答する。また、質問が応募に必要なものであるか判断しがたい場合は、当該質問を行った事業者に質問主旨を確認する。

7 参加資格審査

(1) 審査対象

応募した全事業者とする

(2) 審査方法

提出された応募書類により、福祉総務課が審査を行う。

(3) 審査結果の通知等

参加資格の審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し参加資格審査結果通知書により、令和4年3月23日(水)に書面及び電子メールにて通知(発送)する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、その理由について説明を求めることができる。

その場合、令和4年3月25日（金）までにその旨を記載した書面を持参若しくは郵送（必着）又は電子メールにより福祉総務課へ提出すること。電子メール又は書面を持参する場合は開庁時間内（午前8時30分から午後5時15分）に提出すること。回答は、令和4年3月29日（火）午後5時までに電子メールにより行う。

8 企画提案書等の作成方法

(1) 提出書類及び期限等

要領7により参加資格を満たすと判断された事業者は、次の書類を令和4年4月1日（金）までに持参又は郵送（必着）にて福祉総務課へ提出すること。持参する場合は開庁時間内（午前8時30分から午後5時15分）に提出すること。

ア 調布市民福祉ニーズ調査及び福祉3計画（地域福祉計画・高齢者総合計画・障害者総合計画）等策定支援業務委託事業者候補選定プロポーザル企画提案提出書（様式2） 正本1部

イ 企画提案書 正本1部，副本10部

業務の目的を踏まえ、業務内容を達成するために必要な業務実施方法等について、A4版18ページ以内（表紙及び裏表紙を除く。文字サイズ10.5pt以上。各ページ下部にページ番号を記載。左綴じ）で記載する。作成にあたっては、必ず以下の表に規定するページ番号、記載内容によること。**なお、表紙及び裏表紙は、正本にのみ付けることとし、企画提案のタイトル、事業者名及び日付以外の事項を記載してはならない。また、表紙及び裏表紙以外には、事業者名及び事業者名が類推される事項を記載しないこと。**

ページ番号	記載内容
1	業務の目的及び調布市の特性を踏まえた業務実施の基本的な考え方
2, 3	業務全体のスケジュール（令和4年度・令和5年度）
4	「福祉3計画」相互の連携，調整による効率的，効果的な業務実施の方法
5, 6	令和4年度調布市民福祉ニーズ調査に係る企画提案
7, 8	調布市地域福祉計画の策定（令和5年度）に係る企画提案
9	調布市福祉のまちづくり推進計画の策定（令和5年度）に係る企画提案
10	高齢者実態調査（令和4年度）に係る企画提案
11, 12, 13	第9期調布市高齢者総合計画の策定（令和4年度・令和5年度）に係る企画提案

14, 15, 16	調布市障害者総合計画の策定に係る企画提案（令和4年度・令和5年度）
17	業務の実施体制及び担当者の過去6年間における主な業務実績及び特長 なお、担当者が複数ある場合には、そのうち業務実施にあたり事業者側において中心となって市との連絡調整、資料作成等を行う担当者1人（以下「主たる担当者」という。）を必ず明記すること
18	見積額及び内訳（令和4年度・令和5年度） 見積額は、要領2予算（見積限度額）を超えないこと。また、内訳においては、各年度各業務においてそれぞれの予算（見積限度額）を超えないこととするとともに、共通経費等は設けないこと。

(2) 質疑応答

事業者は、企画提案に関して質疑がある場合、令和4年3月18日（金）から令和4年3月24日（木）正午までに電子メールにて福祉総務課へ送信すること。

回答は令和4年3月29日（火）午後5時までに、電子メールにて、寄せられた全事業者からの質疑について、全事業者に対して行う。回答は、企画提案に必要と判断される質問のみについて行うこととし、企画提案に必要ないと判断した質問の場合はその旨を回答する。また、質問が企画提案に必要であるか判断しがたい場合は、当該質問を行った事業者に質問主旨を確認する。

(3) 注意点

- ア 提案は、参加事業者1者につき、1提案とする
- イ 受付後の提出書類の追加及び修正は、原則認めないこととする

9 一次審査（企画提案書等の書類審査）

(1) 審査対象

企画提案書等を提出した事業者を対象とする。

(2) 審査方法

調布市民福祉ニーズ調査及び福祉3計画（地域福祉計画・高齢者総合計画・障害者総合計画）等策定支援業務委託事業者候補選定に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査を行う。詳細は要領11のとおりとする。

(3) 審査結果の通知等

一次審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し、令和4年4月14日（木）に書面及び電子メールにて通知する。

なお、一次審査を通過しなかった事業者は、その理由について、令和4年4月18日（月）正午までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は、令和4年4月20日（水）午後5時までに書面又は電子メールにより行う。

10 二次審査（プレゼンテーション審査）

(1) 審査対象

一次審査を通過した事業者を対象とする。

(2) プレゼンテーション資料について

プレゼンテーションにあたっては、企画提案書において示した主たる担当者が必ず出席し、当該主たる担当者が、企画提案書及び企画提案の概要のみを用いて以下のとおり提案内容説明と質疑への回答を行うこと。

ア 企画提案内容についての説明 20分

イ 質疑応答 15分

(3) 審査方法

審査委員会にて審査を行う。詳細は要領11のとおり

(4) 審査結果の通知等

二次審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し、令和4年4月26日（火）に書面及び電子メールにて通知する。

なお、二次審査にて選定されなかった事業者は、その理由について、令和4年5月2日（月）正午までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は、令和4年5月9日（月）午後5時までに書面又は電子メールにより行う。

11 審査概要

(1) 審査委員会

審査委員会を設置し、企画提案等の審査を行う。

審査委員会の委員は、以下に掲げる10人とする。

- ア 行政経営部企画経営課職員
- イ 福祉健康部福祉総務課職員
- ウ 福祉健康部生活福祉課職員
- エ 福祉健康部高齢者支援室高齢福祉担当職員
- オ 福祉健康部高齢者支援室介護保険担当職員
- カ 福祉健康部障害福祉課職員
- キ 福祉健康部子ども発達センター職員
- ク 社会福祉法人調布市社会福祉協議会職員
- ケ 社会福祉法人調布市社会福祉事業団職員
- コ 公益財団法人調布ゆうあい福祉公社職員

(2) 選定方法

ア 一次審査（企画提案書等の書類審査）

- (ア) 各委員は、企画提案書等の書類を審査し、審査基準による評価得点の高いものから参加事業者の順位を定める。
- (イ) (ア)により、複数の参加事業者において評価得点が同点のときは、各委員は総合的な評価により、当該参加事業者の順位を定める。
- (ウ) (ア)及び(イ)により、委員から第1位の順位を獲得した数の多い事業者から順に上位4事業者までを一次審査通過者として選定する。なお、複数の参加事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該参加事業者において第2位の順位獲得数の多い参加事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該参加事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い参加事業者を上位とする。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

- (ア) 委員は、参加事業者からのプレゼンテーションを受け、審査基準による評価得点の高いものから参加事業者の順位を定める。
- (イ) (ア)により、複数の参加事業者において評価得点が同点のときは、各委員は総合的な評価により、当該参加事業者の順位を定める。
- (ウ) (ア)及び(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を委託事業者候補として選定する。なお、複数の参加事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該参加事業者において第2位の順位獲得数の多い参加事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該参加事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い参加事業者を上位とする。

(エ) 複数の事業者から応募があった場合は、第2位の順位以下についても順位を定めるものとする。

ウ 最低基準

候補者の選定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が最低基準に満たない場合は、当該事業者を候補者として選定しない。

エ その他

候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めることができるものとする。

(3) 候補者の決定

審査委員会は、選定結果を市長に報告する。市長は、当該報告に基づき調布市民福祉ニーズ調査及び福祉3計画（地域福祉計画・高齢者総合計画・障害者総合計画）等策定支援業務委託事業者候補を決定する。

(4) 審査・評価の視点

ア 事業者

- (ア) 業務執行技術力（業務を遂行するために必要な知識・経験等）
- (イ) 実施体制（業務に適した担当者数や配置・構成等）
- (ウ) 予定担当者（業務に適した経験、技術、資格等）
- (エ) 業務実績（同種又は類似業務の実績）

イ 企画内容等

- (ア) 業務の理解度（業務の理解度）
- (イ) 企画内容（実施手順・工程の妥当性、設定項目の妥当性・具体性、内容の独創性・実現性、実施手法の適格性・妥当性）
- (ウ) 資料の作成・調達力（適正かつ的確な資料作成）
- (エ) 価格（設定した見積限度額との差異。価格の妥当性）

ウ プレゼンテーション等

- (ア) 説得力・論理性
- (イ) 要点を抑えているか
- (ウ) 本市の実情を把握しているか
- (エ) 取組姿勢

(5) 審査・評価の基準、項目及び配点

別に定める。

1 2 実施日程

年 月 日	事 項
令和4年3月 9日 (水)	公示, ホームページへの掲載 本プロポーザルに関する質問受付開始日 応募受付開始日
令和4年3月15日 (火)	本プロポーザルに関する質問締切日時
令和4年3月17日 (木) 午後5時	本プロポーザルに関する質問回答日時
令和4年3月18日 (金)	企画提案に関する質問受付開始日
令和4年3月23日 (水)	参加申込締切日
令和4年3月23日 (水)	参加資格審査結果通知日 企画提案書の受付開始日
令和4年3月24日 (木)	企画提案に関する質問締切日
令和4年3月25日 (金)	参加資格審査結果に対する質問締切日
令和4年3月29日 (火) 午後5時	参加資格審査結果に対する質問回答日時 企画提案に関する質問回答日時
令和4年4月 1日 (金)	企画提案書等締切日 (必要書類提出期限)
令和4年4月12日 (火)	審査委員会 (企画提案書等の書類審査)
令和4年4月14日 (木)	一次審査 (書類審査) 結果通知及び二次審査 (プレゼンテーション審査) 開催通知
令和4年4月18日 (月)	一次審査結果に対する質問締切日
令和4年4月20日 (水) 午後5時	一次審査結果に対する質問回答日時
令和4年4月22日 (金)	審査委員会 (二次審査)
令和4年4月26日 (火)	最終選定結果 (二次審査結果) の通知日
令和4年5月 2日 (月)	最終選定結果に対する質問締切日
令和4年5月 9日 (月) 午後5時	最終選定結果に対する質問回答日時

1 3 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込後, 参加を辞退する場合は, 速やかに事務局に電話連絡のうえ, 事業者名, 代表者名, 担当者名を明記した参加辞退届 (任意様式) を福祉総務課に持参又は郵送すること。参加辞退届は, 調布市長宛とすること。

1.4 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号。以下「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容、方法等

- ア 本プロポーザルの募集内容、選定結果について、調布市ホームページで公表する。
- イ 候補者決定後において、候補順位が2位以下の事業者名は公表しない。
- ウ 候補者決定前においては、参加事業者数、参加事業者名その他参加事業者に関する情報については公表しない。

1.5 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等の取扱い

- ア 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- イ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。
- ウ 提出書類等は、選定等を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

本プロポーザルに要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 失格要件

次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順

位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- ア 要領4に掲げた条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合
- イ 書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。
- ウ 書類等に不備がある場合（必要事項が未記入等）
- エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合
- オ 書類等に虚偽の記載があった場合
- カ 見積書の金額が要領2に掲げる見積限度額を超える場合
- キ 見積書と内訳書のコличествоが一致しない場合
- ク 談合その他の不正行為等、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合
- ケ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

- ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。
- ウ 事業を実施するうえで、仕様の変更が余儀なくされる場合、双方の協議により定めることができるものとする。
- エ 候補者の決定以後に、要領4に掲げる条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。
- オ 本事業は、複数年度の継続業務であるが、契約は単年度ごとに締結する予定である。ただし、業務実施の必要性に及ぶような大幅な制度改正等がないこと、令和4年度における受託者の業務の履行が良好であること及び調布市において業務実施可能な予算配当があることを条件とするものであり、本プロポーザルは令和5年度の契約を約するものではない。

1.6 事務局（問合せ・書類提出先）

調布市 福祉健康部 福祉総務課 地域福祉係（担当：阿部・下田）

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1 調布市役所3階

電話：042-481-7101・7102 FAX：042-481-7058

メールアドレス：fukusou@w2.city.chofu.tokyo.jp

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、本委託業務に係る委託契約の締結をもって廃止する。